

顧客から本人確認書類の送付を受け、顧客宛に書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する確認方法に関する改正 (犯収法施行規則6条1項1号チ、リ)

現行

本人確認書類(種類限定なし)又はその写しの送付を受ける



以下のいずれか(詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。)

1. 本人確認書類の原本 (ex. 住民票の写し(注1)、印鑑登録証明書)の送付を受ける
2. ICチップ付本人確認書類から読み取ったICチップ情報の送信を受ける
3. 本人確認書類の画像情報(注2)の送信を受ける
4. 本人確認書類(注3)の写し2種類の送付を受ける
5. 本人確認書類の写し+補完書類(注4)(同居者のものも可(注4))の原本又は写しの送付を受ける



住居宛に書留郵便等により
転送不要郵便物等として送付

令和2年4月以後

(注1)市役所等から取得した「住民票の写しの原本」。「住民票の写しのコピー」ではない。

(注2)本人確認書類は一を限り発行されるもの。画像情報は厚み等が確認できる必要。画像の送信は、特定事業者が提供するソフトウェアを用いる必要。

(注3)現在の住居記載のあるもの。

(注4)本人確認書類に現在の住居記載がない場合、補完書類は2種類必要(うち1種類は同居者のものは不可)。

(注5)一部の法人の被用者の給与等振込みのために用いる銀行口座開設、個人番号の提供を受けている場合における証券口座開設については、令和2年4月以後も、従前通りの方法が引き続き可能(犯収法施行規則6条1項1号又)。